

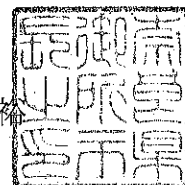
御所市公告第 41 号

市有財産売払公告

市有財産(不動産)の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

平成 29 年 5 月 26 日

御所市長 東川 裕



- 1 一般競争入札に付する物件
以下の土地を入札に付し、売り払う。

区分 番号	物件名称	所在及び 地番	地目	実測面積 (㎡)	都市計画 区域	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
29-2-5	柏原地区 分譲宅地 10	御所市大字 柏原 650 番 15	宅地	329.74	市街化 調整区域	6,001,200	600,200
29-2-6	柏原地区 分譲宅地 11	御所市大字 柏原 650 番 16	宅地	329.49	市街化 調整区域	5,996,700	599,700
29-2-7	柏原地区 分譲宅地 12	御所市大字 柏原 650 番 17	宅地	328.89	市街化 調整区域	5,985,700	598,600
29-2-8	柏原地区 分譲宅地 13	御所市大字 柏原 650 番 18	宅地	328.97	市街化 調整区域	5,987,200	598,800
29-2-9	柏原地区 分譲宅地 14	御所市大字 柏原 650 番 25	宅地	396.86	市街化 調整区域	7,222,800	722,300
29-2-10	柏原地区 分譲宅地 16	御所市大字 柏原 650 番 27	宅地	396.54	市街化 調整区域	7,217,000	721,700

備考 予定価格とは、あらかじめ御所市が定めた最低売払い価格をいう。

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第 2 項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人若しくは法人であること。
 - (2) 個人にあつては、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)に該当する者でないこと。法人にあつては、役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。)が暴力団員に該当する者でないこと。
 - (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体又は当該団体の役員若しくは構成員となっている者でないこと。
 - (4) 前記(2)(3)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。

- (5) 日本語を完全に理解できること。
- (6) 市町村民税等を滞納している者でないこと。
- (7) 御所市が定めるガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾、遵守することができる者であること。
- (8) 公有財産の買受について一定資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有した者であること。
- (9) 3により、あらかじめ一般競争入札への参加の申込みをした者であること。
- (10) 当該市有財産の売払いに関する事務に従事する御所市の職員でないこと。

3 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

(1) 仮申込み手続

一般競争入札に参加しようとする者は、平成29年5月29日(月)午後1時から平成29年6月15日(木)午後2時までの間に、あらかじめヤフー株式会社の運用するインターネット公有財産売却システム(以下「公有財産売却システム」という。)により参加の仮申込み手続を行うこと。

(2) 本申込み手続

一般競争入札の申込み手続は、(1)により参加の仮申込み手続を完了した後、平成29年6月15日(木)までの、御所市の休日を定める条例(平成元年御所市条例第3号)第1条に定める市の休日(以下「市の休日」という。)を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで(郵送により申し込む場合は、平成29年6月15日(木)までの消印があるものを有効とする。)に所定の申込書に必要書類を添付し、御所市役所 企画部 管財課へ行うこと。

なお、申込みにあたっては入札保証金を納付しなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

御所市1番地の3 御所市役所 企画部 管財課

(2) 期間

平成29年5月29日(月)から平成29年6月15日(木)まで

ただし、平成29年5月29日(月)にあつては午後1時から午後5時15分まで、平成29年6月15日(木)にあつては午前8時30分から午後2時まで、その他の期間については、市の休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

5 現地説明会を行う日時及び場所

平成29年6月7日(水)の下記の時間に御所市役所 企画部 管財課に集合し、現地へ向かう。ただし、事前申込みを平成29年6月6日(火)午後5時までには管財課へ行うこと。

物件番号	日時	場所
29-2-5~ 29-2-10	平成29年6月7日(水) 午前10時~午後0時	奈良県御所市柏原
(事前予約制)連絡先 御所市役所 管財課 0745-62-3001(内線524)		

6 一般競争入札等の場所及び期間

(1) 場所

ヤフー株式会社がインターネット上で次のアドレス他で運用する公有財産売却システムによる。

http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k_nar_gose_city

(2) 入札期間

平成29年6月29日(木)午後1時から平成29年7月6日(木)午後1時まで

(3) 開札日時

平成29年7月6日(木)午後1時から

7 入札の方法

(1) 公有財産売却システムにより入札価格を登録する。なお、この登録は、各物件につき、1回限り行うことができる。

(2) 郵送等による入札書の提出は認めない。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、御所市が定めた入札保証金を指定された納付方法により納付しなければならない。なお入札保証金納入に要する経費は入札に参加する者の負担とする。

(2) 落札者が納入した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金は、落札者のものを除き、入札終了後還付する。落札者には、契約を締結しない場合又は落札者の申請により契約保証金に充当する場合を除き、契約締結後還付する。

(4) 落札者が御所市の定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は御所市に帰属する。

9 契約及び契約保証金に関する事項

落札者は、平成29年7月13日(木)午後5時までに契約を締結するとともに、契約保証金を納入しなければならない。

10 売払代金の納入

契約を締結した者は、平成29年7月20日(木)午後2時30分までに、御所市が交付する納入通知書により、当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。

11 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札は無効とする。

12 落札者の決定の方法

入札終了後、御所市は開札を行い売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、公有財産売却システムによる入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上でかつ最高

価格である入札者を落札者として決定する。ただし、入札価格が最高価格である入札者が複数あるときは、くじで落札者を決定する。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のYahoo! JAPAN IDを落札者の氏名(名称)とみなす。

13 その他

- (1) 開発等(建築等)に当たっては、都市計画法、建築基準法及び条例等の法令により、規制がある場合があるため、落札者はこれら法令を遵守しなければならない。なお、当該分譲宅地については、一戸建専用住宅用途に限る。
- (2) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は落札者の負担とする。
- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

御所市役所 企画部 管財課

電話番号 0745-62-3001(内線 524)

郵便番号 639-2298 御所市1番地の3

E-Mail auction@city.gose.nara.jp